

条 例 案 提 出 書

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の
数に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和4年5月17日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

提出者	神奈川県議会議員	加 藤 元 弥
	同	作山 ゆうすけ
	同	亀井 たかつぐ
	同	近 藤 大 輔
	同	相 原 高 広
	同	芥 川 薫
	同	山 本 哲
	同	米 村 和 彦
	同	栄 居 学
	同	京 島 けいこ
	同	楠 梨恵子
	同	藤 代 ゆうや
	同	斉 藤 たかみ
	同	桐 生 秀 昭
	同	藤 井 深 介

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和53年神奈川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「逗子市」の次に「、三浦市、厚木市」を加え、同項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 厚木市、愛川町及び清川村の区域を合わせた区域
 - (4) 大磯町及び二宮町の区域を合わせた区域
 - (5) 中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域
- 第2条第2項中「中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町」を「箱根町、真鶴町及び湯河原町」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第15条第1項及び法第271条の規定により、三浦市の区域をもつて神奈川県議会議員の1選挙区とする。

第3条の表中

横浜市青葉区	横浜市青葉区	3	を
横浜市青葉区	横浜市青葉区	4	に、
横須賀市	横須賀市	5	を
横須賀市	横須賀市	4	に、
厚木市	厚木市	3	を
厚木市・愛川町・清川村	厚木市、愛川町及び清川村	3	に、
海老名市	海老名市	1	を
海老名市	海老名市	2	に、

南足柄市・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	1	を
南足柄市・足柄下	南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町	1	に、
足柄下	箱根町、真鶴町及び湯河原町	1	を
愛川町・清川村	愛川町及び清川村	1	
足柄上	中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町	1	に

改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

(提案理由)

厚木市選挙区と愛川町・清川村選挙区を合区し厚木市・愛川町・清川村選挙区を、南足柄市・足柄上選挙区を見直した上で、南足柄市と足柄下選挙区を合区し南足柄市・足柄下選挙区を、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を合わせた区域をもって足柄上選挙区を、公職選挙法第271条の規定に基づき、三浦市選挙区を設置し、各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるとともに、横浜市青葉区、横須賀市及び海老名市の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることに関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。